

平成 25 年第 4 回三豊市議会定例会 提出議案（条例関係） 新旧対照表

	ページ番号
・ 議案第 114 号関係 （三豊市の花と木選考委員会設置条例の制定について）	76
・ 議案第 115 号関係 （三豊市農村環境改善センター条例の一部改正について）	77
・ 議案第 116 号関係 （三豊市産地形成促進施設条例の一部改正について）	79
・ 議案第 117 号関係 （たからだの里「パークゴルフ場」条例の一部改正について）	80
・ 議案第 118 号関係 （三豊市宝山湖公園条例の一部改正について）	81
・ 議案第 119 号関係 （三豊市税条例の一部改正について）	83
・ 議案第 120 号関係 （三豊市国民健康保険税条例の一部改正について）	95
・ 議案第 121 号関係 （三豊市保育所条例の一部改正について）	99
・ 議案第 122 号関係 （三豊市水道事業給水条例の一部改正について）	100
・ 議案第 123 号関係 （消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）	101

【議案第114号関係】

三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号)
一部改正 新旧対照表(抄)
《三豊市の花と木選考委員会設置条例附則第4項及び第5項による改正》

【附則第4項関係】

改正後（案）		現 行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(単位：円)		(単位：円)	
区分	報酬額	区分	報酬額
略		略	
三豊市プロポーザル審査委員会委員	日額 8,000	三豊市プロポーザル審査委員会委員	日額 8,000
<u>三豊市の花と木選考委員会委員</u>	<u>日額 8,000</u>		
選挙長	略	選挙長	略
略		略	
備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。		備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。	

【附則第5項関係】

改正後（案）		現 行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(単位：円)		(単位：円)	
区分	報酬額	区分	報酬額
略		略	
三豊市プロポーザル審査委員会委員	日額 8,000	三豊市プロポーザル審査委員会委員	日額 8,000
		<u>三豊市の花と木選考委員会委員</u>	<u>日額 8,000</u>
選挙長	略	選挙長	略
略		略	
備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。		備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。	

【議案第115号関係】

三豊市農村環境改善センター条例(平成18年三豊市条例第155号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後（案）

別表第2(第4条・第5条関係)

1 三豊市高瀬町農村環境改善センター

(単位：円)

利用時間 種別	昼間	夜間
	午前9時から午後5時まで(1時間当たり)	午後5時から午後10時まで(1時間当たり)
ホール	3,630	4,380
会議室A	1,040	1,550
会議室B	1,040	1,550
会議室C	1,040	1,550
会議室(和)	1,040	1,550
営農相談室	500	750

2 三豊市山本町農村環境改善センター

(単位：円)

利用時間 種別	昼間	夜間
	午前9時から午後5時まで(1時間当たり)	午後5時から午後10時まで(1時間当たり)
多目的ホール	2,000	2,500
ロビー	750	1,000
生活相談室	250	380
会議室	1,000	1,500
教養娯楽室	750	1,000

3 三豊市豊中町農村環境改善センター

(単位：円)

利用時間 種別	昼間	夜間
	午前9時から午後5時まで(1時間当たり)	午後5時から午後10時まで(1時間当たり)
多目的ホール	1,840	2,370
展示資料室	790	1,190
視聴覚室	790	1,190
集会室	790	1,190
農事相談室	790	1,190
農事研修室1	790	1,190
農事研修室2	790	1,190
農事研修室3	790	1,190
共同調理室	790	1,190

4 改善センター共通事項

(1) 施設の利用については1時間単位とし、利用時間が承認を受けた時間区分の時間に満たない場合であっても、当該時間区分の時間を満たした利用をしたものとみなす。

(2) 利用者が入場料又はこれに類するものを徴収するときは、この表に定める額の5割増する。

現 行

別表第2(第4条、第5条関係)

1 三豊市高瀬町農村環境改善センター

(単位：円)

種別\利用時間	午前	午後	昼間	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
ホール	14,500	14,500	29,000	17,500
会議室 A	4,200	4,200	8,300	6,200
会議室 B	4,200	4,200	8,300	6,200
会議室C	4,200	4,200	8,300	6,200
会議室(和)	4,200	4,200	8,300	6,200
営農相談室	2,000	2,000	4,000	3,000

2 三豊市山本町農村環境改善センター

(単位：円)

種別\利用時間	午前	午後	昼間	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
多目的ホール	8,000	8,000	16,000	10,000
ロビー	3,000	3,000	6,000	4,000
生活相談室	1,000	1,000	2,000	1,500
会議室	4,000	4,000	8,000	6,000
教養娯楽室	3,000	3,000	6,000	4,000

3 三豊市豊中町農村環境改善センター

(単位：円)

種別\利用時間	午前	午後	昼間	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
多目的ホール	7,350	7,350	14,700	9,450
展示資料室	3,150	3,150	6,300	4,750
視聴覚室	3,150	3,150	6,300	4,750
集会室	3,150	3,150	6,300	4,750
農事相談室	3,150	3,150	6,300	4,750
農事研修室1	3,150	3,150	6,300	4,750
農事研修室2	3,150	3,150	6,300	4,750
農事研修室3	3,150	3,150	6,300	4,750
共同調理室	3,150	3,150	6,300	4,750

4 改善センター共通事項

1 市長(第14条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者)がセンターの運営に支障がないと認めたときは、利用時間を超過し、又は繰り上げて利用することができる。この場合の使用料は、超過又は繰上時間1時間につき昼間利用の場合の1時間当たりの使用料の2割増とする。

2 利用時間が承認を受けた時間区分の時間に満たない場合であっても、当該時間区分の時間を満たした利用をしたものとみなす。

<u>(3) 冷房又は暖房を使用したときは、この表に定める額の4割増とする。</u> <u>(4) 使用料の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。</u> <u>(5) 三豊市以外の者が利用するときは、この表に定める額の5割増とする。</u>	<u>3 利用者が入場料又はこれに類するものを徴収するときは、使用料の50%増とする。</u> <u>4 冷房又は暖房を使用したときは、使用料の40%増とする。</u> <u>5 使用料の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。</u> <u>6 備付物件以外の電気器具その他の機械器具を使用した場合は、その使用に係る実費相当額を徴することができる。</u> <u>7 三豊市以外の者が利用するときは、使用料の50パーセントを加算する。</u>
--	--

【議案第116号関係】

三豊市産地形成促進施設条例(平成18年三豊市条例第157号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後（案）			現 行				
別表第2(第7条関係)			別表第2(第7条関係)				
1 三豊市高瀬町産地形成促進施設			1 三豊市高瀬町産地形成促進施設				
(単位：円)			(単位：円)				
室名	利用料金		室名	利用料金			
	昼間	夜間		午前	午後	夜間	全日
	午前8時から午後5時	午後5時から午後9時		8時～12	13時～17	18時～21	8時～17時
	まで(1時間当たり)	まで(1時間当たり)		時	時	時	
地域食材利用研修室	1,000	2,000	地域食材利用研修室	4,000	4,000	6,000	8,000
地域特産品研究開発室	1,000	2,000	地域特産品研究開発室	4,000	4,000	6,000	8,000
消費者生産者研修室	1,250	2,500	消費者生産者研修室	5,000	5,000	7,500	10,000
特産品展示直売コーナー及びテラス等	売上金額の15%以内		特産品展示直売コーナー及びテラス等	売上金額の15%以内			
備考	冷暖房を使用した場合は、この表に掲げる額の40パーセントを加算する。		備考	冷暖房の利用料は、基本料金の40パーセントを加算する。			
2 三豊市山本町産地直売所 略			2 三豊市山本町産地直売所 略				
3 三豊市三野ふれあい産直市 略			3 三豊市三野ふれあい産直市 略				
4 たからだの里「物産館」 略			4 たからだの里「物産館」 略				

【議案第117号関係】

たからだの里「パークゴルフ場」条例(平成18年三豊市条例第180号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後（案）	現 行										
(利用の許可の基準) 第6条 略 (1) 略 (2) 施設、設備、器具等を<u>毀損</u>し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 (3) 略 <u>(利用料金)</u> 第7条 <u>パークゴルフ場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表に定める額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。</u> 2 <u>利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。</u> <u>(利用料金の減免)</u> 第8条 <u>指定管理者は、公益上特に必要と認めるときは、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u> (利用の許可の取消し等) 第9条 略 (行為の制限等) 第10条 略 (1) 略 (2) 施設、設備、器具等を<u>毀損</u>し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為 (3)～(6) 略 2 略 (原状回復の義務) 第11条 略 (賠償) 第12条 略 (職員の立入り) 第13条 略 (委任) 第14条 略 別表(第7条関係) (単位：円) <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>金額(1人1回につき)</th></tr> <tr> <td>一般</td><td>300</td></tr> <tr> <td>70歳以上又は身体障害者</td><td>200</td></tr> <tr> <td>子供(12歳以上15歳未満)</td><td>200</td></tr> <tr> <td>子供(12歳未満)</td><td>無料</td></tr> </table>	区分	金額(1人1回につき)	一般	300	70歳以上又は身体障害者	200	子供(12歳以上15歳未満)	200	子供(12歳未満)	無料	(利用の許可の基準) 第6条 略 (1) 略 (2) 施設、設備、器具等を<u>き損</u>し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 (3) 略 <u>(利用料金)</u> 第7条 <u>パークゴルフ場の利用は無料とする。</u> (利用の許可の取消し等) 第8条 略 (行為の制限等) 第9条 略 (1) 略 (2) 施設、設備、器具等を<u>き損</u>し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為 (3)～(6) 略 2 略 (原状回復の義務) 第10条 略 (賠償) 第11条 略 (職員の立入り) 第12条 略 (委任) 第13条 略
区分	金額(1人1回につき)										
一般	300										
70歳以上又は身体障害者	200										
子供(12歳以上15歳未満)	200										
子供(12歳未満)	無料										

【議案第118号関係】

三豊市宝山湖公園条例(平成21年三豊市条例第5号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
(利用の制限) 第5条 略 (1) 略 (2) 施設及び設備を、<u>毀損し</u>、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 略 (利用許可の取消し等) 第6条 略 (1)～(4) 略 (5) 施設及び設備を、<u>毀損し</u>、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。 (6) 略 2 略 <u>(使用料)</u> 第7条 <u>公園の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の使用料を前納しなければならない。</u> <u>(使用料の減免)</u> 第8条 <u>市長が特に必要と認めるときは、前条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。</u> <u>(使用料の還付)</u> 第9条 <u>既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、還付することができる。</u> (権利譲渡等の禁止) 第10条 略 (損害賠償) 第11条 <u>公園の施設、備品等を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、市長が定めるところにより、これを原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</u> (指定管理者による管理) 第12条 略 <u>(利用料金)</u> 第13条 <u>市長は、公園の管理を前条の規定により指定管理者に行わせる場合において、公園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</u> 2 <u>前項の場合において、利用料金は、第7条の規定にかかわらず、別表で定める額に消費税等相当額を加えた額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとする</u>	(利用の制限) 第5条 略 (1) 略 (2) 施設及び設備を、<u>き損し</u>、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 略 (利用許可の取消し等) 第6条 略 (1)～(4) 略 (5) 施設及び設備を、<u>き損し</u>、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。 (6) 略 2 略 (権利譲渡等の禁止) 第7条 略 (損害賠償) 第8条 <u>公園の施設、備品等をき損し、汚損し、又は滅失した者は、市長が定めるところにより、これを原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</u> (指定管理者による管理) 第9条 略

きも、同様とする。

- 3 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第14条 略

別表(第7条関係)

(単位：円)

施設名	区分	1時間当たり
芝生広場 (1区画)	中学生以下	4,000
	一般	8,000

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。
- 2 放送設備を使用する場合は、1回の使用につき2,000円を徴収する。

(委任)

第10条 略

【議案第119号関係】

三豊市税条例(平成18年三豊市条例第68号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収) 第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。 (削除) <u>(1) 略</u> <u>(2) 略</u> 2 略 (年金所得に係る仮特別徴収税額等) 第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。 2・3 略 (軽自動車税の減免) 第89条 略 2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申	(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収) 第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。 <u>(1) 当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き市の区域内に住所を有する者でない者</u> <u>(2) 略</u> <u>(3) 略</u> 2 略 (年金所得に係る仮特別徴収税額等) 第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。 2・3 略 (軽自動車税の減免) 第89条 略 2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申

請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 軽自動車等の種別
- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は氏名若しくは名称
- (3) 主たる定置場
(削除)
- (4) 原動機の総排気量又は定格出力
- (5) 用途
(削除)
- (6) 車両番号又は標識番号

3 略

附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。))に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額(上場株式等に係る配当所得等の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。))の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等

請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 軽自動車等の種別
- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は氏名若しくは名称
- (3) 主たる定置場
- (4) 原動機の型式
- (5) 原動機の総排気量又は定格出力
- (6) 用途
- (7) 形状
- (8) 車両番号又は標識番号

3 略

附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。))に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(上場株式等に係る配当所得の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。))の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

の配当等に係る配当所得について第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(2) 略

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(一般株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第1号)の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 略

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(2) 略

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。))に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額(第2項第1号)の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 略

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山

「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第19条の2 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)又は同条第1項に規定する特定保有株式(以下この条において「特定保有株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

- 2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座(その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座に係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡(これに類するものとして令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項において同じ。)をした場合には、令附則第18条の2第6項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

- 3 第1項の規定は、令附則第18条の2第7項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

(削除)

第19条の3 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約(次項において「非課税上場株式等管理契約」という。)に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等(その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税口座」という。)を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。)の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

(特定口座を有する場合の市民税の所得計算の特例)

(削除)

第19条の4 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座を有する場合における法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、法附則第35条の2の4第4項及び第5項に定めるところにより行うものとする。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例)

(削除)

第19条の5 市民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)については、令附則第18条の4の2第10項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等(所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。)に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 市民税の所得割の納税義務者が第33条第4項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座(以下次条において「源泉徴収選択口座」

(削除)

という。)において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第19条の6 所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額(以下この項及び次項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項の規定による申告書を提出した場合長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)に限り、附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項の市民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうちに法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第33条第4項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

3 第1項の規定の適用がある場合における附則第16条の3の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額(以下」とあるのは「配当所得の金額(附則第19条の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。

4 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の2の6第16項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(第6項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額(第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)の計算上控除する。

5 前項の規定の適用がある場合における附則第16条の3第1項及び第2項並びに附則第19条第1項の規定の適用については、附則第16条の3第1項中「配当所得の金額(以下」とあるのは「配当所得の金額(附則第19条の6第4項の規定の

(削除)

適用がある場合には、その適用後の金額。以下」と、附則第19条第1項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、)」とする。

6 第36条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者(同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第4項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の市民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第19条の6第4項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは、「同項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」と読み替えるものとする。

7 第4項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条の12の2第11項(同法第37条の13の2第7項において準用する場合を含む。))において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第19条の6第6項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第19条の6第6項において準用する前条第5項」とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第20条 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式(以下この条において「特定株式」という。)を払込み(当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。)により取得(法附則第35条の3第9項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした所得割の納税義務者(令附則第18条の6第17項に規定する者を除く。以下この条において同じ。)について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の3第9項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項若しくは第4項の規定による申告書又は第5項において準用する同条第5項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 略

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

- 3 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の3第12項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(第5項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における附則第19条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額(」とあるのは、「計算した金額(附則第20条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、)」とする。
- 5 第36条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者(同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第3項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の市民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第20条第3項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」と読み替えるものとする。
- 6 第3項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第20条第5項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第20条第5項において準用する前条第5項」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 略

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とす

- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(削除)

る。

- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第20条の3 所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた法附則第35条の4の2第8項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額(この項の規定により前年において控除されたものを除く。以下この項において「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」という。)は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(第3項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。))において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(次条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」とする。

3 第36条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者(同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第1項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の市民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によ

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 略

2 略

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 略

5 略

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得

て同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第20条の3第1項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」と読み替えるものとする。

- 4 第1項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書()とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の15第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第20条の3第3項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第20条の3第3項において準用する前条第5項」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の4 略

2 略

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 略

5 略

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得

金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。))にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。))であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(削除)

金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の4第4項」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。))にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。))であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(保険料に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の5 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料(租税条約等実施特例法第5条の2第1項に規定する保険料をいう。))については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2 第36条の2第4項の規定は、前項の納税義務者(同条第1項又は第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第4項中「若しくは医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額若しくは社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

【議案第120号関係】

三豊市国民健康保険税条例(平成18年三豊市条例第69号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
附 則 (上場株式等に係る<u>配当所得等</u>に係る国民健康保険税の課税の特例) 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の<u>配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</u> (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。	附 則 (上場株式等に係る<u>配当所得</u>に係る国民健康保険税の課税の特例) 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の<u>配当所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第3条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。</u> (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第3条中「及び山林所得金額の合計額から同項各号」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この条において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。))の合計額から法第314条の2第1項各号」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条</u>

(<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは<u>特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等</u>に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、<u>第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「<u>法第314条の2第2項</u>」と、<u>同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「<u>及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」とする。 (<u>上場株式等</u>に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは<u>特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等</u>に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、<u>第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「<u>法第314条の2第2項</u>」と、<u>同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「<u>及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」とする。 (削除) (削除) (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは<u>特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得</u>を有する場合における第3	第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 (<u>株式等</u>に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは<u>特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の株式等</u>に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、<u>第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「<u>法第314条の2第2項</u>」と、<u>同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第3条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、「同項各号」とあるのは「<u>法第314条の2第1項各号</u>」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「<u>及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」とする。 (<u>上場株式等</u>に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例) 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは<u>特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第10項の規定の適用</u>については、同項中「<u>上場株式等</u>に係る配当所得の金額」とあるのは「<u>上場株式等</u>に係る配当所得の金額(<u>法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額</u>)」とする。 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは<u>特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用</u>を受ける場合における附則第13項の規定の適用については、同項中「<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額(<u>法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額</u>)」とする。 (<u>特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等</u>に係る国民健康保険税の課税の特例) 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは<u>特定同一世帯所属者が法附則第35条の3第11項の規定の適用</u>を受ける場合における第13項の規定の適用については、同項中「<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額(<u>法附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額</u>)」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは<u>特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得</u>を有する場合における第3
---	---

条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(削除)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 16** 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 略

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 18** 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る**利子所得、配当所得及び雑所得**を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに

条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、**第3条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と**、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 18** **世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4の2第7項の規定の適用を受ける場合における前項の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは「先物取引に係る雑所得等の金額(法附則第35条の4の2第7項の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。**

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 19** 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、**第3条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と**、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 略

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 21** 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る**配当所得**を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例

租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。	法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 <u>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</u>
(削除)	<u>22 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第11項(附則第12項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第11項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。</u>

【議案第121号関係】

三豊市保育所条例(平成18年三豊市条例第112号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)		現 行	
(保育料の減免)		(保育料の減免)	
第5条 市長は、扶養義務者が前条に規定する保育料を負担することが著しく困難であると認めるときは、これを <u>減額し</u> 、又は免除することができる。		第5条 市長は、扶養義務者が前条に規定する保育料を負担することが著しく困難であると認めるときは、これを <u>減額</u> 又は免除することができる。	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
三豊市立高瀬中央保育所	三豊市高瀬町新名797番地1	三豊市立高瀬中央保育所	三豊市高瀬町新名797番地1
三豊市立高瀬南部保育所	三豊市高瀬町下麻653番地2	三豊市立高瀬南部保育所	三豊市高瀬町下麻653番地2
三豊市立高瀬東部保育所	三豊市高瀬町上高瀬2025番地3	三豊市立高瀬東部保育所	三豊市高瀬町上高瀬2025番地3
三豊市立山本保育所	三豊市山本町財田西525番地1	三豊市立山本保育所	三豊市山本町財田西525番地1
三豊市立三野保育所	<u>三豊市三野町大見甲3864番地1</u>	三豊市立三野保育所	<u>三豊市三野町大見甲3841番地1</u>
三豊市立豊中保育所	三豊市豊中町本山甲2256番地1	三豊市立豊中保育所	三豊市豊中町本山甲2256番地1
三豊市立松崎保育所	三豊市詫間町松崎2780番地445	三豊市立松崎保育所	三豊市詫間町松崎2780番地445
三豊市立詫間保育所	三豊市詫間町詫間2024番地2	三豊市立詫間保育所	三豊市詫間町詫間2024番地2
三豊市立須田保育所	三豊市詫間町詫間5798番地	三豊市立須田保育所	三豊市詫間町詫間5798番地
三豊市立仁尾保育所	三豊市仁尾町仁尾丁636番地1	三豊市立仁尾保育所	三豊市仁尾町仁尾丁636番地1
三豊市立財田保育所	三豊市財田町財田上1417番地	三豊市立財田保育所	三豊市財田町財田上1417番地

【議案第122号関係】

三豊市水道事業給水条例(平成18年三豊市条例第244号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)				現 行			
別表(第33条関係)				別表(第33条関係)			
高瀬町・山本町・三野町・詫間町・仁尾町・財田町に属する区域 略				高瀬町・山本町・三野町・詫間町・仁尾町・財田町に属する区域 略			
【一般用】 略				【一般用】 略			
【その他】 略				【その他】 略			
豊中町に属する区域				豊中町に属する区域			
【一般用】				【一般用】			
口径／料金	基本料金(1箇月につき)		従量(超過)料金	口径／料金	基本料金(1箇月につき)		従量(超過)料金
	水量	料金(円)			水量	料金	
<u>13mm</u>	<u>5m³まで</u>	<u>850</u>	10m³を超え30m³まで1m³につき175円、30m³を超え50m³まで1m³につき185円、50m³を超えるとき1m³につき190円	<u>13mm</u>	<u>5m³まで</u>	<u>円 800</u>	30m³まで1m³につき150円、30m³を超え50m³まで1m³につき170円、50m³を超えるとき1m³につき180円。ただし、口径25mm以下のメーターにより給水を受ける場合は、使用水量10m³を超える水量である。
<u>13mm</u>	<u>10m³まで</u>	<u>1,250</u>		<u>13mm</u>	<u>10m³まで</u>	<u>1,100</u>	
<u>20mm</u>	<u>5m³まで</u>	<u>1,400</u>		<u>20mm</u>	<u>10m³まで</u>	<u>1,700</u>	
<u>20mm</u>	<u>10m³まで</u>	<u>1,700</u>		<u>25mm</u>	<u>10m³まで</u>	<u>2,100</u>	
<u>25mm</u>	<u>10m³まで</u>	<u>2,100</u>		<u>30mm</u>		<u>2,100</u>	
<u>30mm</u>	<u>10m³まで</u>	<u>2,200</u>		<u>40mm</u>		<u>3,150</u>	
<u>40mm</u>	<u>10m³まで</u>	<u>3,000</u>		<u>50mm</u>		<u>5,900</u>	
<u>50mm</u>	<u>10m³まで</u>	<u>5,100</u>		<u>75mm</u>		<u>12,000</u>	
<u>75mm</u>	<u>10m³まで</u>	<u>8,000</u>		<u>100mm</u>		<u>18,000</u>	
<u>100mm</u>	<u>10m³まで</u>	<u>18,000</u>		※ただし、家庭用については、5m³までの料金を適用する。			
【畑地かんがい、自治会場その他用及びプール用】 略				【畑地かんがい、自治会場その他用及びプール用】 略			

【議案第123号関係】

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市たくまシーマックス条例(平成18年三豊市条例第110号) 一部改正

改正後（案）		現 行	
(利用料金)		(利用料金)	
第7条 シーマックスの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表に定める <u>額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)</u> を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。		第7条 シーマックスの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表に定める <u>金額</u> の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。	
2 略		2 略	
別表(第7条関係)		別表(第7条関係)	
利用料金		利用料金	
施設名	金額	施設名	金額
三豊市たくまシーマックス	1人1回につき <u>1,500円</u>	三豊市たくまシーマックス	1人1回につき <u>1,575円</u>

【第2条関係】 三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成18年三豊市条例第140号) 一部改正

改正後（案）			現 行		
別表第1(第23条関係)			別表第1(第23条関係)		
(単位：円)			(単位：円)		
種別	取扱区分	手数料	種別	取扱区分	手数料
略			略		
事業系一般廃棄物	指定場所持込みを原則とし、指定処理施設への運搬及び処理手数料として10キログラム(10キログラム未満の端数は10キログラムとする。)	<u>240</u>	事業系一般廃棄物	指定場所持込みを原則とし、指定処理施設への運搬及び処理手数料として10キログラム(10キログラム未満の端数は10キログラムとする。)	<u>252</u>
備考			備考		
1 この表において特定家庭用機器廃棄物とは、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。 2 <u>事業系一般廃棄物の処理手数料の額は、この表により算出した額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)</u>を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。			この表において特定家庭用機器廃棄物とは、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。		

【第3条関係】 三豊市農業及び漁業集落排水処理施設条例(平成18年三豊市条例第145号) 一部改正

改正後（案）	現 行
(受託の条件)	(受託の条件)
第5条 受託者は、施設の設置目的の達成に努めるとともに	第5条 受託者は、施設の設置目的の達成に努めるとともに

次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 略
- (2) 生活環境に有害になる排水は、何人も当該施設に排水し、又は排水させてはならないこと。
- (使用料及び額の算定)

第20条 使用料の額は、別表第2に定める額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2~6 略

別表第2(第20条関係)

1 三豊市上高瀬第1地区農業集落排水処理施設、三豊市大見地区農業集落排水処理施設及び三豊市北草木農業集落排水処理施設の使用料

(1) 一般家庭

使用料(月額)	1世帯当たり 2,500円 600円/人
---------	-------------------------

(2) 事業所等

人員	1~10人	11~20人	21~40人	41~60人	61~100人	101人以上
		人	人	人	人	人
使用料(月額)	3,000円	8,000円	16,000円	26,000円	41,000円	51,000円

2 三豊市潟満地区農業集落排水処理施設、三豊市上新田地区漁業集落排水処理施設及び三豊市大浜地区農業集落排水処理施設の使用料

(1) 一般家庭

使用料(月額)	1世帯当たり 1,000円 650円/人
---------	-------------------------

(2) 事業所等

人員	1~10人	11~20人	21~40人	41~60人	61~100人	101人以上
		人	人	人	人	人
使用料(月額)	3,000円	8,000円	16,000円	26,000円	41,000円	51,000円

次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 略
- (2) 生活環境に有害になる排水は、何人も当該施設に排水し、又は排水させてはならない。
- (使用料及び額の算定)

第20条 使用料の額は、別表第2に定める金額とする。

2~6 略

別表第2(第20条関係)

1 三豊市上高瀬第1地区農業集落排水処理施設の使用料

(1) 一般家庭

使用料(月額)	1世帯当たり 2,625円 630円/人
---------	-------------------------

(2) その他

人員	1~10人	11~20人	21~40人	41~60人	61~100人	100人以上
		人	人	人	人	人
使用料(月額)	3,150円	8,400円	16,800円	27,300円	43,050円	53,550円

備考 その他の人員欄における人数は、4月1日の従業員数とする。

2 三豊市大見地区農業集落排水処理施設の使用料

(1) 一般家庭

使用料(月額)	1世帯当たり 2,620円 630円/人
---------	-------------------------

(2) その他

人員	1~10人	11~20人	21~40人	41~60人	61~100人	100人以上
		人	人	人	人	人
使用料(月額)	3,150円	8,400円	16,800円	27,300円	43,050円	53,550円

備考 その他の人員欄における人数は、4月1日の従業員数とする。

3 三豊市潟満地区農業集落排水処理施設、三豊市上新田地区漁業集落排水処理施設及び三豊市大浜地区農業集落排水処理施設の使用料

(1) 住宅

使用料(月額)	1世帯当たり 1,000円 650円/人
---------	-------------------------

(2) 事業所等

- ・区域内にある事業所等については、利用状況に応じて別に定める。

4 三豊市北草木地区農業集落排水処理施設の使用料

(1) 住宅

使用料(月額)	1世帯当たり 2,500円 600円/人
---------	-------------------------

	(2) 事業所等 <u>・区域内にある事業所等については、利用状況に応じて別に定める。</u>
--	---

【第4条】三豊市高瀬町総合交流ターミナル施設条例(平成18年三豊市条例第153号) 一部改正

改正後（案）	現 行																
(利用料金) 第7条 施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表に定める<u>額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)</u>を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。 2 略 別表(第7条関係) (単位：円) <table> <tr> <th>区分</th><th>利用料金</th></tr> <tr> <td>大人</td><td><u>580</u></td></tr> <tr> <td>子供 (5歳以上～12歳未満)</td><td><u>290</u></td></tr> <tr> <td>身体障害者・70歳以上</td><td><u>480</u></td></tr> </table>	区分	利用料金	大人	<u>580</u>	子供 (5歳以上～12歳未満)	<u>290</u>	身体障害者・70歳以上	<u>480</u>	(利用料金) 第7条 施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表に定める<u>金額</u>の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。 2 略 別表(第7条関係) (単位：円) <table> <tr> <th>区分</th><th>利用料金</th></tr> <tr> <td>大人</td><td><u>600</u></td></tr> <tr> <td>子供 (5歳以上～12歳未満)</td><td><u>300</u></td></tr> <tr> <td>身体障害者・70歳以上</td><td><u>500</u></td></tr> </table>	区分	利用料金	大人	<u>600</u>	子供 (5歳以上～12歳未満)	<u>300</u>	身体障害者・70歳以上	<u>500</u>
区分	利用料金																
大人	<u>580</u>																
子供 (5歳以上～12歳未満)	<u>290</u>																
身体障害者・70歳以上	<u>480</u>																
区分	利用料金																
大人	<u>600</u>																
子供 (5歳以上～12歳未満)	<u>300</u>																
身体障害者・70歳以上	<u>500</u>																

【第5条関係】三豊市産地形成促進施設条例(平成18年三豊市条例第157号) 一部改正

改正後（案）	現 行																																						
（利用料金） 第7条 産地形成促進施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表第2に定める<u>額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)</u>を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、<u>その端数を切り捨てた額</u>)の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。 2 略 別表第2(第7条関係) 1 三豊市高瀬町産地形成促進施設 (単位：円) <table><tr><th rowspan="3">室名</th><th colspan="2">利用料金</th></tr><tr><th>昼間</th><th>夜間</th></tr><tr><th>午前8時から午後5時まで(1時間当たり)</th><th>午後5時から午後9時まで(1時間当たり)</th></tr><tr><td>地域食材利用研修室</td><td><u>960</u></td><td><u>1,910</u></td></tr><tr><td>地域特産品研究開発室</td><td><u>960</u></td><td><u>1,910</u></td></tr><tr><td>消費者生産者研修室</td><td><u>1,200</u></td><td><u>2,390</u></td></tr><tr><td>特産品展示直売コーナー及びテラス</td><td colspan="2">売上金額の15%以内</td></tr></table>	室名	利用料金		昼間	夜間	午前8時から午後5時まで(1時間当たり)	午後5時から午後9時まで(1時間当たり)	地域食材利用研修室	<u>960</u>	<u>1,910</u>	地域特産品研究開発室	<u>960</u>	<u>1,910</u>	消費者生産者研修室	<u>1,200</u>	<u>2,390</u>	特産品展示直売コーナー及びテラス	売上金額の15%以内		（利用料金） 第7条 産地形成促進施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表第2に定める<u>金額</u>の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。 2 略 別表第2(第7条関係) 1 三豊市高瀬町産地形成促進施設 (単位：円) <table><tr><th rowspan="3">室名</th><th colspan="2">利用料金</th></tr><tr><th>昼間</th><th>夜間</th></tr><tr><th>午前8時から午後5時まで(1時間当たり)</th><th>午後5時から午後9時まで(1時間当たり)</th></tr><tr><td>地域食材利用研修室</td><td><u>1,000</u></td><td><u>2,000</u></td></tr><tr><td>地域特産品研究開発室</td><td><u>1,000</u></td><td><u>2,000</u></td></tr><tr><td>消費者生産者研修室</td><td><u>1,250</u></td><td><u>2,500</u></td></tr><tr><td>特産品展示直売コーナー及びテラス</td><td colspan="2">売上金額の15%以内</td></tr></table>	室名	利用料金		昼間	夜間	午前8時から午後5時まで(1時間当たり)	午後5時から午後9時まで(1時間当たり)	地域食材利用研修室	<u>1,000</u>	<u>2,000</u>	地域特産品研究開発室	<u>1,000</u>	<u>2,000</u>	消費者生産者研修室	<u>1,250</u>	<u>2,500</u>	特産品展示直売コーナー及びテラス	売上金額の15%以内	
室名		利用料金																																					
		昼間	夜間																																				
	午前8時から午後5時まで(1時間当たり)	午後5時から午後9時まで(1時間当たり)																																					
地域食材利用研修室	<u>960</u>	<u>1,910</u>																																					
地域特産品研究開発室	<u>960</u>	<u>1,910</u>																																					
消費者生産者研修室	<u>1,200</u>	<u>2,390</u>																																					
特産品展示直売コーナー及びテラス	売上金額の15%以内																																						
室名	利用料金																																						
	昼間	夜間																																					
	午前8時から午後5時まで(1時間当たり)	午後5時から午後9時まで(1時間当たり)																																					
地域食材利用研修室	<u>1,000</u>	<u>2,000</u>																																					
地域特産品研究開発室	<u>1,000</u>	<u>2,000</u>																																					
消費者生産者研修室	<u>1,250</u>	<u>2,500</u>																																					
特産品展示直売コーナー及びテラス	売上金額の15%以内																																						

等		等	
備考	冷暖房を使用した場合は、この表に掲げる額の40パーセントを加算する。	備考	冷暖房を使用した場合は、この表に掲げる額の40パーセントを加算する。
2 三豊市山本町産地直売所		2 三豊市山本町産地直売所	
室名	利用料金	室名	利用料金
農産物直売所	売上金額の15%以内	農産物直売所	売上金額の15%以内
3 三豊市三野ふれあい産直市		3 三豊市三野ふれあい産直市	
室名	利用料金	室名	利用料金
農産物直売所	売上金額の20%以内	農産物直売所	売上金額の20%以内
4 たからだの里「物産館」		4 たからだの里「物産館」	
(単位：円)		(単位：円)	
室名	利用料金	室名	利用料金
農産物直売所	売上金額の15%以内	農産物直売所	売上金額の15%以内
食堂コーナー	月額83,810	食堂コーナー	月額88,000
喫茶コーナー	月額62,860	喫茶コーナー	月額66,000

【第6条関係】三豊市財田町土づくりセンター条例(平成18年三豊市条例第159号) 一部改正

改正後（案）	現 行																								
（利用料金） 第7条 土づくりセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表に定める<u>額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)</u>を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。 2 略 （行為の制限等） 第11条 土づくりセンターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。 （1） 略 （2） 施設、設備、器具等を<u>毀損し</u>、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為 （3）～（6） 略 2 略 別表(第7条関係) （単位：円） <table><tr><th>種類</th><th>単位</th><th>料金</th></tr><tr><td>配達散布</td><td>1車2トン</td><td><u>11,000</u></td></tr><tr><td>配達</td><td>1車2トン</td><td><u>8,000</u></td></tr><tr><td>自己取引</td><td>1車2トン</td><td><u>7,500</u></td></tr></table>	種類	単位	料金	配達散布	1車2トン	<u>11,000</u>	配達	1車2トン	<u>8,000</u>	自己取引	1車2トン	<u>7,500</u>	（利用料金） 第7条 土づくりセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表に定める<u>金額</u>の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。 2 略 （行為の制限等） 第11条 土づくりセンターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。 （1） 略 （2） 施設、設備、器具等を<u>き損し</u>、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為 （3）～（6） 略 2 略 別表(第7条関係) （単位：円） <table><tr><th>種類</th><th>単位</th><th>料金</th></tr><tr><td>配達散布</td><td>1車2トン</td><td><u>11,550</u></td></tr><tr><td>配達</td><td>1車2トン</td><td><u>8,400</u></td></tr><tr><td>自己取引</td><td>1車2トン</td><td><u>7,875</u></td></tr></table>	種類	単位	料金	配達散布	1車2トン	<u>11,550</u>	配達	1車2トン	<u>8,400</u>	自己取引	1車2トン	<u>7,875</u>
種類	単位	料金																							
配達散布	1車2トン	<u>11,000</u>																							
配達	1車2トン	<u>8,000</u>																							
自己取引	1車2トン	<u>7,500</u>																							
種類	単位	料金																							
配達散布	1車2トン	<u>11,550</u>																							
配達	1車2トン	<u>8,400</u>																							
自己取引	1車2トン	<u>7,875</u>																							

【第7条関係】三豊市漁港管理条例(平成18年三豊市条例第166号) 一部改正

改正後（案）					現行						
別表(第13条関係) 1 漁港施設の使用料					別表(第13条関係) 1 漁港施設の使用料						
漁港施設 名	使用の 目的	単位	計算単位当たり使 用料		備考	漁港施設 名	使用の 目的	単位	計算単位当たり使 用料		備考
			基準	使用料 (円)					基準	使用料 (円)	

けい留施設岸壁棧橋及び物揚場	定期運航の船舶のけい留	総トン数1トンにつき	1けい留ごとに	<u>1.4</u>		けい留施設岸壁棧橋及び物揚場	定期運航の船舶のけい留	総トン数1トンにつき	1けい留ごとに	<u>1.5</u>	
	定期運航以外の船舶のけい留	総トン数1トンにつき	1けい留ごとに	<u>2.9</u>	三豊市に在籍する船舶については、 <u>1.4円</u> とする。		定期運航以外の船舶のけい留	総トン数1トンにつき	1けい留ごとに	<u>3.1</u>	三豊市に在籍する船舶については、 <u>1.5円</u> とする。
備考 1・2 略 3 <u>使用料の額は、この表の備考以外の部分並びに1及び2により計算して得られた額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。</u> 2 漁港施設の占用料 略 備考 1・2 略 3 占用のうち、消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての占用料の額は、この表の備考以外の部分並びに <u>1及び2</u> により計算して得られた額に <u>消費税等相当額を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)</u> とする。 4 略						備考 1・2 略 3 <u>本表の規定により算出した使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u> 2 漁港施設の占用料 略 備考 1・2 略 3 占用のうち、消費税法(<u>昭和63年法律第108号</u>)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての占用料の額は、この表の備考以外の部分並びに <u>第1号及び第2号</u> により計算して得られた額に <u>100分の105を乗じて得た額</u> とする。 4 略					

【第8条】 たからだの里「環の湯」条例(平成18年三豊市条例第176号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(利用料金) 第7条 環の湯の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表に定める<u>額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)</u>を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。 2 略 (行為の制限等) 第10条 略 (1) 略 (2) 施設、設備、器具等を<u>毀損</u>し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為 (3)～(6) 略 2 略 別表(第7条関係) 1 温泉利用料	(利用料金) 第7条 環の湯の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表に定める<u>金額</u>の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。 2 略 (行為の制限等) 第10条 略 (1) 略 (2) 施設、設備、器具等を<u>き損</u>し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為 (3)～(6) 略 2 略 別表(第7条関係) 1 温泉利用料
(単位：円)	(単位：円)

区分	金額
一般	1人1回につき 480
高齢者(年齢70歳以上の者)	1人1回につき 390
子供(年齢12歳未満の者)	1人1回につき 290
障害者等(心身障害者等)	1人1回につき 390
年齢5歳未満の者	無料

2 貸室料

(単位：円)

施設名等	金額	
	3時間以内	超過料金(1時間につき)
観月亭	1,910	580
小会議室(6畳間)	1,430	480
中会議室	1,910	580
川船楼	20人まで	3,810
	50人まで	6,670
	100人まで	9,530
その他の休憩室	無料	無料

区分	金額
一般	1人1回につき 500
高齢者(年齢70歳以上の者)	1人1回につき 400
子供(年齢12歳未満の者)	1人1回につき 300
障害者等(心身障害者等)	1人1回につき 400
年齢5歳未満の者	無料

2 貸室料

(単位：円)

施設名等	金額	
	3時間以内	超過料金(1時間につき)
観月亭	2,000	600
小会議室(6畳間)	1,500	500
中会議室	2,000	600
川船楼	20人まで	4,000
	50人まで	7,000
	100人まで	10,000
その他の休憩室	無料	無料

【第9条関係】 たからだの里「湯の谷荘」条例(平成18年三豊市条例第177号) 一部改正

改正後（案）	現 行																																				
（利用料金） 第7条 湯の谷荘の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表に定める<u>額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)</u>を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。 2 略 （行為の制限等） 第10条 略 （1） 略 （2） 施設、設備、器具等を<u>毀損</u>し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為 （3）～（6） 略 2 略 別表(第7条関係) 1 宿泊料 （単位：円） <table><tr><td>区分</td><td>和室8畳、10畳、20畳</td></tr><tr><td>金額(1人1泊につき)</td><td><u>6,960</u></td></tr></table> 2 貸室料 （単位：円） <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">金額</th></tr><tr><th>3時間以内(1室につき)</th><th>超過料金(1時間につき)</th></tr><tr><td>8畳部屋</td><td><u>3,810</u></td><td><u>1,430</u></td></tr><tr><td>10畳部屋</td><td><u>4,770</u></td><td><u>1,430</u></td></tr><tr><td>20畳部屋</td><td><u>5,720</u></td><td><u>1,430</u></td></tr></table>	区分	和室8畳、10畳、20畳	金額(1人1泊につき)	<u>6,960</u>	区分	金額		3時間以内(1室につき)	超過料金(1時間につき)	8畳部屋	<u>3,810</u>	<u>1,430</u>	10畳部屋	<u>4,770</u>	<u>1,430</u>	20畳部屋	<u>5,720</u>	<u>1,430</u>	（利用料金） 第7条 湯の谷荘の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表に定める<u>金額</u>の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。 2 略 （行為の制限等） 第10条 略 （1） 略 （2） 施設、設備、器具等を<u>き損</u>し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為 （3）～（6） 略 2 略 別表(第7条関係) 1 宿泊料 （単位：円） <table><tr><td>区分</td><td>和室8畳、10畳、20畳</td></tr><tr><td>金額(1人1泊につき)</td><td><u>7,300</u></td></tr></table> 2 貸室料 （単位：円） <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">金額</th></tr><tr><th>3時間以内(1室につき)</th><th>超過料金(1時間につき)</th></tr><tr><td>8畳部屋</td><td><u>4,000</u></td><td><u>1,500</u></td></tr><tr><td>10畳部屋</td><td><u>5,000</u></td><td><u>1,500</u></td></tr><tr><td>20畳部屋</td><td><u>6,000</u></td><td><u>1,500</u></td></tr></table>	区分	和室8畳、10畳、20畳	金額(1人1泊につき)	<u>7,300</u>	区分	金額		3時間以内(1室につき)	超過料金(1時間につき)	8畳部屋	<u>4,000</u>	<u>1,500</u>	10畳部屋	<u>5,000</u>	<u>1,500</u>	20畳部屋	<u>6,000</u>	<u>1,500</u>
区分	和室8畳、10畳、20畳																																				
金額(1人1泊につき)	<u>6,960</u>																																				
区分	金額																																				
	3時間以内(1室につき)	超過料金(1時間につき)																																			
8畳部屋	<u>3,810</u>	<u>1,430</u>																																			
10畳部屋	<u>4,770</u>	<u>1,430</u>																																			
20畳部屋	<u>5,720</u>	<u>1,430</u>																																			
区分	和室8畳、10畳、20畳																																				
金額(1人1泊につき)	<u>7,300</u>																																				
区分	金額																																				
	3時間以内(1室につき)	超過料金(1時間につき)																																			
8畳部屋	<u>4,000</u>	<u>1,500</u>																																			
10畳部屋	<u>5,000</u>	<u>1,500</u>																																			
20畳部屋	<u>6,000</u>	<u>1,500</u>																																			

【第10条関係】たからだの里「ふるさと伝承館」条例(平成18年三豊市条例第179号) 一部改正

改正後（案）	現 行																
(利用料金) 第7条 ふるさと伝承館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表に定める<u>額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)</u>を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。 2 略 (行為の制限等) 第10条 略 (1) 略 (2) 施設、設備、器具等を<u>毀損</u>し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為 (3)～(6) 略 2 略 別表(第7条関係) 賃室料 (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額(1時間当たり)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工房</td><td><u>1,430</u></td></tr> <tr> <td>食堂</td><td><u>1,430</u></td></tr> <tr> <td>調理実習室</td><td><u>1,430</u></td></tr> </tbody> </table> 備考 冷暖房設備を使用する場合は、利用料金の30パーセント相当額を加算した額とする。	区分	金額(1時間当たり)	工房	<u>1,430</u>	食堂	<u>1,430</u>	調理実習室	<u>1,430</u>	(利用料金) 第7条 ふるさと伝承館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表に定める<u>金額</u>の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。 2 略 (行為の制限等) 第10条 略 (1) 略 (2) 施設、設備、器具等を<u>き損</u>し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為 (3)～(6) 略 2 略 別表(第7条関係) 賃室料 (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額(1時間当たり)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工房</td><td><u>1,500</u></td></tr> <tr> <td>食堂</td><td><u>1,500</u></td></tr> <tr> <td>調理実習室</td><td><u>1,500</u></td></tr> </tbody> </table> 備考 冷暖房設備を使用する場合は、利用料金の30パーセント相当額を加算した額とする。	区分	金額(1時間当たり)	工房	<u>1,500</u>	食堂	<u>1,500</u>	調理実習室	<u>1,500</u>
区分	金額(1時間当たり)																
工房	<u>1,430</u>																
食堂	<u>1,430</u>																
調理実習室	<u>1,430</u>																
区分	金額(1時間当たり)																
工房	<u>1,500</u>																
食堂	<u>1,500</u>																
調理実習室	<u>1,500</u>																

【第11条関係】三豊市弥谷山ふれあいの森公園条例(平成18年三豊市条例第184号) 一部改正

改正後（案）	現 行
(利用料金) 第8条 ふれあいの森施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表第2に定める<u>額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)</u>を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。 2・3 略 (行為の制限等) 第12条 略 (1) 略 (2) 施設、設備、器具等を<u>毀損</u>し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為 (3)～(6) 略 2 略 別表第2(第8条関係) (単位：円)	(利用料金) 第8条 ふれあいの森施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表第2に定める<u>金額</u>の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。 2・3 略 (行為の制限等) 第12条 略 (1) 略 (2) 施設、設備、器具等を<u>き損</u>し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為 (3)～(6) 略 2 略 別表第2(第8条関係) (単位：円)

区分	金額	備考	区分	金額	備考
浴室	大人(1人当たり)	<u>1,500</u>	浴室	大人(1人当たり)	<u>1,575</u>
	子ども(1人当たり)	<u>800</u>		小人(1人当たり)	<u>840</u>
宿泊室		6,500	食事別		6,825
研修室		5,000	1時間当たり		10,500
研修ホール		3,000	1時間当たり		31,500
	AV機器使用料	5,000			5,250
モノライダー	大人(1人当たり)	<u>480</u>	モノライダー	大人(1人当たり)	<u>500</u>
	子ども(1人当たり)	<u>290</u>		小人(1人当たり)	<u>300</u>
		3歳以上12歳未満			3歳以上12歳未満
滑り台マット	1枚	100	滑り台マット	1枚	100

【第12条関係】 三豊市栗島海洋記念公園条例(平成18年三豊市条例第186号) 一部改正

改正後（案）	現 行																																									
(使用料) 第7条 海洋記念公園を利用しようとする者は、利用許可を受ける際、別表に定める<u>額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)</u>を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の使用料を納付しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。 別表(第7条関係) 1 宿泊施設使用料 (1) ル・ポール栗島(1人1泊につき) (単位：円) <table><tr><th>区分</th><th>人数</th><th>宿泊料</th></tr><tr><td rowspan="2">洋室ツイン</td><td>2人利用</td><td><u>11,430</u></td></tr><tr><td>1人利用</td><td><u>13,340</u></td></tr><tr><td>和室10人室</td><td>4人以上</td><td><u>9,530</u></td></tr></table> (2) 栗島少年自然の家(1室1泊につき) (単位：円) <table><tr><th>区分</th><th>宿泊料</th></tr><tr><td>1室(8人まで)</td><td><u>14,290</u></td></tr></table> (3) キャンビン(1棟1泊につき) (単位：円) <table><tr><th>区分</th><th>利用料</th><th>備考</th></tr><tr><td>1棟</td><td><u>9,530</u></td><td>1棟5人までとする。</td></tr></table> 備考 1 幼児については、独立して寝具を利用した場合に限り、宿泊料の50パーセントの額を徴収する。 2 冷暖房期間は、原則として<u>7月から9月まで及び12月から3月まで</u>とし、1人1泊につき200円徴収する。 3 洋室ツインの部屋において補助ベッドを利用する場合は、3,000円を宿泊料として徴収する。 4 宿泊は午後4時から翌日午前10時までとし、超過した場合は1室1時間につき1,000円徴収する。 5 キャンビンにおいて、寝具を必要とする場合は、1組1,000円徴収する。	区分	人数	宿泊料	洋室ツイン	2人利用	<u>11,430</u>	1人利用	<u>13,340</u>	和室10人室	4人以上	<u>9,530</u>	区分	宿泊料	1室(8人まで)	<u>14,290</u>	区分	利用料	備考	1棟	<u>9,530</u>	1棟5人までとする。	(使用料) 第7条 海洋記念公園を利用しようとする者は、利用許可を受ける際、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。 別表(第7条関係) 1 宿泊施設使用料(消費税を含む。) (1) ル・ポール栗島(1人1泊につき) (単位：円) <table><tr><th>室別\使用料</th><th>宿泊料</th></tr><tr><td rowspan="2">洋室ツイン</td><td>2人利用</td><td><u>12,000</u></td></tr><tr><td>1人利用</td><td><u>14,000</u></td></tr><tr><td>和室10人室</td><td>4人以上</td><td><u>10,000</u></td></tr></table> (2) 栗島少年自然の家(1室1泊につき) (単位：円) <table><tr><th>利用者</th><th>宿泊料</th></tr><tr><td>1室(8人まで)</td><td><u>15,000</u></td></tr></table> (3) キャンビン(1棟1泊につき) (単位：円) <table><tr><th>施設</th><th>利用料</th><th>備考</th></tr><tr><td>1棟</td><td><u>10,000</u></td><td>1棟5人までとする。</td></tr></table> 備考 1 幼児については、独立して寝具を利用した場合に限り、宿泊料の50パーセントの額を徴収する。 2 冷暖房期間は、原則として<u>12月から3月まで及び7月から9月まで</u>とし、<u>利用料金</u>を1人1泊につき200円徴収する。 3 洋室ツインの部屋で補助ベッドを利用する場合は、3,000円を宿泊料として徴収する。 4 宿泊は、<u>午後4時から翌日午前10時まで</u>とし、超過した場合は1室1時間につき1,000円徴収する。 5 キャンビンにおいて、寝具を必要とする場合は、1組1,000円徴収する。	室別\使用料	宿泊料	洋室ツイン	2人利用	<u>12,000</u>	1人利用	<u>14,000</u>	和室10人室	4人以上	<u>10,000</u>	利用者	宿泊料	1室(8人まで)	<u>15,000</u>	施設	利用料	備考	1棟	<u>10,000</u>	1棟5人までとする。
区分	人数	宿泊料																																								
洋室ツイン	2人利用	<u>11,430</u>																																								
	1人利用	<u>13,340</u>																																								
和室10人室	4人以上	<u>9,530</u>																																								
区分	宿泊料																																									
1室(8人まで)	<u>14,290</u>																																									
区分	利用料	備考																																								
1棟	<u>9,530</u>	1棟5人までとする。																																								
室別\使用料	宿泊料																																									
洋室ツイン	2人利用	<u>12,000</u>																																								
	1人利用	<u>14,000</u>																																								
和室10人室	4人以上	<u>10,000</u>																																								
利用者	宿泊料																																									
1室(8人まで)	<u>15,000</u>																																									
施設	利用料	備考																																								
1棟	<u>10,000</u>	1棟5人までとする。																																								

2 その他施設使用料				2 その他施設使用料(消費税を含む。)						
(1) ル・ポール栗島貸室使用料(1時間当たり)				(1) ル・ポール栗島貸室使用料(1時間当たり)						
(単位：円)				(単位：円)						
時間 区分		9：00～12：00	13：00～16：00	17：00～21：00						
			0	0						
和室	15畳	1,910	1,910	2,860		和室	15畳	2,000	2,000	3,000
	30畳	3,810	3,810	5,720			30畳	4,000	4,000	6,000
テニスコート		960	960	1,430		テニスコート		1,000	1,000	1,500
備考				備考						
1 テニスコート <u>を夜間に使用する</u> 場合は、 <u>照明料</u> として500円徴収する。				1 テニスコート <u>夜間使用</u> の場合は照明料として500円徴収する。						
2 ル・ポール栗島宿泊者の場合は、 <u>この表に掲げる額</u> の半額とする。				2 ル・ポール栗島宿泊者の場合は <u>上記</u> の半額とする。						
3 冷暖房の使用料は、 <u>1室1時間につき200円</u> 徴収する。				3 冷暖房の使用料は1室1時間につき200円徴収する。						
(2) キャンプ場				(2) キャンプ場						
(単位：円)				(単位：円)						
テント1張り1日		持込み	960	テント1張り1日		持込み	1,000			

【第13条関係】三豊市道路占用料徴収条例(平成18年三豊市条例第196号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(占用料)	(占用料)
第2条 市道を占有する者から占用料を徴収する。	第2条 市道を占有する者から占用料を徴収する。
2 占用料は、別表に定めるところによる。ただし、道路の占有のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての占用料の額は、同表より算出した額に <u>消費税等相当額(消費税法に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)</u> を加えた額とする。	2 占用料は、別表に定めるところによる。ただし、道路の占有のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての占用料の額は、同表より算出した額に <u>1.05を乗じて得た額</u> とする。
3 前項の規定により得た額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。	3 前項の規定により得た額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

【第14条関係】三豊市港湾管理条例(平成18年三豊市条例第199号) 一部改正

改正後（案）					現 行								
（原状回復義務） 第14条 占有又は使用の許可を受けた者の責めに帰すべき事由により、港湾施設を<u>毀損</u>したときは、直ちに市長に届け出て、その指示を受け、原形に回復しなければならない。 2 略 別表(第9条関係) 1 港湾施設使用料					（原状回復義務） 第14条 占有又は使用の許可を受けた者の責めに帰すべき事由により、港湾施設を<u>き損</u>したときは、直ちに市長に届け出て、その指示を受け、原形に回復しなければならない。 2 略 別表(第9条関係) 1 港湾施設使用料								
種別		区分	単位	金額	備考		種別		区分	単位	金額	備考	
1 い 船 料		定期船1けい留ごとに	総トン数1トンにつき	円 <u>1.4</u>	三豊市に在籍する船舶については、		1 い 船 料		定期船1けい留ごとに	総トン数1トンにつき	円 <u>1.5</u>	三豊市に在籍する船舶については、	
		不定期船1けい留ごとに	総トン数1トンにつき	円 <u>2.9</u>	定期船 <u>0.6</u>	不定期船1けい留ごとに			総トン数1トンにつき	円 <u>3.1</u>	定期船 <u>0.7</u>		

			つき		不定期船 <u>1.4</u> 円
2	物揚場 使用料	1日	1平方メートルにつき	<u>2.6</u>	24時間以内に撤去の場合は無料
		継続使用15日を超えるものは超過日数1日	1平方メートルにつき	<u>4.0</u>	
3	上屋敷 使用料	屋外 1日	1平方メートルにつき	<u>2.6</u>	
		継続使用15日を超えるものは超過日数1日	1平方メートルにつき	<u>4.0</u>	
		屋内 1日	1平方メートルにつき	<u>9.5</u>	
4	停泊料	停泊24時間までごとに	総トン数1トンにつき	<u>1.2</u>	
5	船舶給水料		1立方メートルにつき	三豊市が定める船舶用の水道料金の額に50円を加算した額	
6	起重機 使用料	昼間(8時から17時まで)使用	1時間につき	<u>7,140</u>	
		時間外使用	1時間につき	基本料金の額に5割を加算した額	
7	倉庫敷 使用料	舗装 1日	1平方メートルにつき	<u>4.0</u>	
		未舗装 1日	1平方メートルにつき	<u>2.8</u>	
8	木材くい留施設 使用料		1平方メートルにつき	月額 <u>7.4</u>	
9	船舶待合所附属 建造物使用料	売店又はこれに類するもの	1平方メートルにつき	月額 <u>219</u>	
備考 1～3 略 4 使用料のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての額は、この表の備考以外の部分並びに1から3までにより計算して得られた額					

			つき		不定期船 <u>1.5</u> 円
2	物揚場 使用料	1日	1平方メートルにつき	<u>2.8</u>	24時間以内に撤去の場合は無料
		継続使用15日を超えるものは超過日数1日	1平方メートルにつき	<u>4.2</u>	
3	上屋敷 使用料	屋外 1日	1平方メートルにつき	<u>2.8</u>	
		継続使用15日を超えるものは超過日数1日	1平方メートルにつき	<u>4.2</u>	
		屋内 1日	1平方メートルにつき	<u>10</u>	
4	停泊料	停泊24時間までごとに	総トン数1トンにつき	<u>1.3</u>	
5	船舶給水料		1立方メートルにつき	三豊市が定める船舶用の水道料金の額に50円を加算した額	
6	起重機 使用料	昼間(8時から17時まで)使用	1時間につき	<u>7,500</u>	
		時間外使用	1時間につき	基本料金の額に5割を加算した額	
7	倉庫敷 使用料	舗装 1日	1平方メートルにつき	<u>4.2</u>	
		未舗装 1日	1平方メートルにつき	<u>3.0</u>	
8	木材くい留施設 使用料		1平方メートルにつき	月額 <u>7.8</u>	
9	船舶待合所附属 建造物使用料	売店又はこれに類するもの	1平方メートルにつき	月額 <u>230</u>	
備考 1～3 略 4 本表の規定により算出した使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。					

<u>に消費税等相当額(消費税法に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。</u> 2 港湾施設占用料 略 備考 1～3 略 4 占用のうち、消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての占用料の額は、この表の備考以外の部分並びに<u>1及び2</u>により計算して得られた額に<u>消費税等相当額を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)</u>とする。	2 港湾施設占用料 略 備考 1～3 略 4 占用のうち、消費税法(<u>昭和63年法律第108号</u>)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての占用料の額は、この表の備考以外の部分並びに<u>第1号及び第2号</u>により計算して得られた額に<u>100分の105を乗じて得た額</u>とする。
---	--

【第15条関係】 三豊市仁尾マリーナ条例(平成18年三豊市条例第201号) 一部改正

改正後 (案)				現 行			
(利用料金)				(利用料金)			
<u>第8条 仁尾マリーナの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表に定める金額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。</u> <u>2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。</u> 別表(第8条関係)				第8条 市長は、<u>適当と認めるときは、指定管理者に別表の左欄に掲げる区分の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</u> 別表(第8条関係)			
(単位：円)				(単位：円)			
区分	単位	県内	県外	区分	単位	県内	県外
ヨット・モーターボートの全長が14フィート以下(陸上)	1隻1日につき 1隻1年につき	500 92,000	590 109,000	ヨット・モーターボートの全長が14フィート以下(陸上)	1隻1日につき 1隻1年につき	525 96,600	619 114,450
15 "	"	530 97,000	630 115,000	15 "	"	556 101,850	661 120,750
16 "	"	560 103,000	660 122,000	16 "	"	588 108,150	693 128,100
17 "	"	590 108,000	700 128,000	17 "	"	619 113,400	735 134,400
18 "	"	620 114,000	730 135,000	18 "	"	651 119,700	766 141,750
19 "	"	650 119,000	770 141,000	19 "	"	682 124,950	808 148,050
20 "	"	680 125,000	810 148,000	20 "	"	714 131,250	850 155,400
21 "	"	720 132,000	860 157,000	21 "	"	756 138,600	903 164,850
22 "	"	760 140,000	910 167,000	22 "	"	798 147,000	955 175,350
23 "	"	800	960	23 "	"	840	1,008

		<u>147,000</u>	<u>176,000</u>			<u>154,350</u>	<u>184,800</u>
24	"	<u>840</u>	<u>1,010</u>	24	"	<u>882</u>	<u>1,060</u>
		<u>155,000</u>	<u>186,000</u>			<u>162,750</u>	<u>195,300</u>
25	"	<u>880</u>	<u>1,060</u>	25	"	<u>924</u>	<u>1,113</u>
		<u>162,000</u>	<u>195,000</u>			<u>170,100</u>	<u>204,750</u>
26	"	<u>940</u>	<u>1,130</u>	26	"	<u>987</u>	<u>1,186</u>
		<u>173,000</u>	<u>207,000</u>			<u>181,650</u>	<u>217,350</u>
27	"	<u>1,000</u>	<u>1,190</u>	27	"	<u>1,050</u>	<u>1,249</u>
		<u>183,000</u>	<u>218,000</u>			<u>192,150</u>	<u>228,900</u>
28	"	<u>1,060</u>	<u>1,260</u>	28	"	<u>1,113</u>	<u>1,323</u>
		<u>194,000</u>	<u>230,000</u>			<u>203,700</u>	<u>241,500</u>
29	"	<u>1,110</u>	<u>1,320</u>	29	"	<u>1,165</u>	<u>1,386</u>
		<u>204,000</u>	<u>241,000</u>			<u>214,200</u>	<u>253,050</u>
30	"	<u>1,170</u>	<u>1,380</u>	30	"	<u>1,228</u>	<u>1,449</u>
		<u>215,000</u>	<u>253,000</u>			<u>225,750</u>	<u>265,650</u>
31	"	<u>1,230</u>	<u>1,450</u>	31	"	<u>1,291</u>	<u>1,522</u>
		<u>225,000</u>	<u>266,000</u>			<u>236,250</u>	<u>279,300</u>
32	"	<u>1,290</u>	<u>1,530</u>	32	"	<u>1,354</u>	<u>1,606</u>
		<u>236,000</u>	<u>280,000</u>			<u>247,800</u>	<u>294,000</u>
33	"	<u>1,340</u>	<u>1,600</u>	33	"	<u>1,407</u>	<u>1,680</u>
		<u>246,000</u>	<u>293,000</u>			<u>258,300</u>	<u>307,650</u>
34	"	<u>1,400</u>	<u>1,680</u>	34	"	<u>1,470</u>	<u>1,764</u>
		<u>257,000</u>	<u>307,000</u>			<u>269,850</u>	<u>322,350</u>
35	"	<u>1,460</u>	<u>1,750</u>	35	"	<u>1,533</u>	<u>1,837</u>
		<u>267,000</u>	<u>320,000</u>			<u>280,350</u>	<u>336,000</u>
36	"	<u>1,600</u>	<u>1,900</u>	36	"	<u>1,680</u>	<u>1,995</u>
		<u>286,000</u>	<u>343,000</u>			<u>300,300</u>	<u>360,150</u>
37	"	<u>1,600</u>	<u>1,900</u>	37	"	<u>1,680</u>	<u>1,995</u>
		<u>297,000</u>	<u>356,000</u>			<u>311,850</u>	<u>373,800</u>
38	"	<u>1,700</u>	<u>2,000</u>	38	"	<u>1,785</u>	<u>2,100</u>
		<u>309,000</u>	<u>371,000</u>			<u>324,450</u>	<u>389,550</u>
39	"	<u>1,800</u>	<u>2,100</u>	39	"	<u>1,890</u>	<u>2,205</u>
		<u>321,000</u>	<u>385,000</u>			<u>337,050</u>	<u>404,250</u>
40	"	<u>1,900</u>	<u>2,300</u>	40	"	<u>1,995</u>	<u>2,415</u>
		<u>344,000</u>	<u>413,000</u>			<u>361,200</u>	<u>433,650</u>
41	"	<u>2,000</u>	<u>2,300</u>	41	"	<u>2,100</u>	<u>2,415</u>
		<u>358,000</u>	<u>430,000</u>			<u>375,900</u>	<u>451,500</u>
42	"	<u>2,000</u>	<u>2,400</u>	42	"	<u>2,100</u>	<u>2,520</u>
		<u>372,000</u>	<u>446,000</u>			<u>390,600</u>	<u>468,300</u>
43	"	<u>2,100</u>	<u>2,500</u>	43	"	<u>2,205</u>	<u>2,625</u>
		<u>387,000</u>	<u>464,000</u>			<u>406,350</u>	<u>487,200</u>
44	"	<u>2,200</u>	<u>2,600</u>	44	"	<u>2,310</u>	<u>2,730</u>
		<u>402,000</u>	<u>482,000</u>			<u>422,100</u>	<u>506,100</u>
45	"	<u>2,300</u>	<u>2,800</u>	45	"	<u>2,415</u>	<u>2,940</u>
		<u>430,000</u>	<u>516,000</u>			<u>451,500</u>	<u>541,800</u>
46	"	<u>2,400</u>	<u>2,900</u>	46	"	<u>2,520</u>	<u>3,045</u>
		<u>448,000</u>	<u>538,000</u>			<u>470,400</u>	<u>564,900</u>
47	"	<u>2,500</u>	<u>3,100</u>	47	"	<u>2,625</u>	<u>3,255</u>
		<u>466,000</u>	<u>559,000</u>			<u>489,300</u>	<u>586,950</u>
48	"	<u>2,600</u>	<u>3,200</u>	48	"	<u>2,730</u>	<u>3,360</u>
		<u>484,000</u>	<u>581,000</u>			<u>508,200</u>	<u>610,050</u>
49	"	<u>2,800</u>	<u>3,300</u>	49	"	<u>2,940</u>	<u>3,465</u>
		<u>504,000</u>	<u>605,000</u>			<u>529,200</u>	<u>635,250</u>
50	"	<u>2,900</u>	<u>3,500</u>	50	"	<u>3,045</u>	<u>3,675</u>
		<u>539,000</u>	<u>647,000</u>			<u>565,950</u>	<u>679,350</u>

51	"	"	<u>3,100</u>	<u>3,700</u>	51	"	"	<u>3,255</u>	<u>3,885</u>
			<u>560,000</u>	<u>672,000</u>				<u>588,000</u>	<u>705,600</u>
52	"	"	<u>3,200</u>	<u>3,800</u>	52	"	"	<u>3,360</u>	<u>3,990</u>
			<u>583,000</u>	<u>700,000</u>				<u>612,150</u>	<u>735,000</u>
53	"	"	<u>3,300</u>	<u>4,000</u>	53	"	"	<u>3,465</u>	<u>4,200</u>
			<u>606,000</u>	<u>727,000</u>				<u>636,300</u>	<u>763,350</u>
54	"	"	<u>3,400</u>	<u>4,100</u>	54	"	"	<u>3,570</u>	<u>4,305</u>
			<u>630,000</u>	<u>756,000</u>				<u>661,500</u>	<u>793,800</u>
55	"	"	<u>3,700</u>	<u>4,400</u>	55	"	"	<u>3,885</u>	<u>4,620</u>
			<u>674,000</u>	<u>809,000</u>				<u>707,700</u>	<u>849,450</u>
56	"	"	<u>3,800</u>	<u>4,600</u>	56	"	"	<u>3,990</u>	<u>4,830</u>
			<u>701,000</u>	<u>841,000</u>				<u>736,050</u>	<u>883,050</u>
57	"	"	<u>4,000</u>	<u>4,800</u>	57	"	"	<u>4,200</u>	<u>5,040</u>
			<u>729,000</u>	<u>875,000</u>				<u>765,450</u>	<u>918,750</u>
58	"	"	<u>4,100</u>	<u>5,000</u>	58	"	"	<u>4,305</u>	<u>5,250</u>
			<u>759,000</u>	<u>911,000</u>				<u>796,950</u>	<u>956,550</u>
59	"	"	<u>4,300</u>	<u>5,200</u>	59	"	"	<u>4,515</u>	<u>5,460</u>
			<u>789,000</u>	<u>947,000</u>				<u>828,450</u>	<u>994,350</u>
60	"	"	<u>4,600</u>	<u>5,500</u>	60	"	"	<u>4,830</u>	<u>5,775</u>
			<u>844,000</u>	<u>1,013,000</u>				<u>886,200</u>	<u>1,063,650</u>
61フィート以上	別途				61フィート以上	別途			
ディンギータイプヨット の全長が14フィート 以下(陸上)	1隻1日につき 1隻1年につき		<u>200</u> <u>36,000</u>	<u>300</u> <u>52,000</u>	ディンギータイプヨット の全長が14フィート 以下(陸上)	1隻1日につき 1隻1年につき		<u>210</u> <u>37,800</u>	<u>315</u> <u>54,600</u>
15	"	"	<u>260</u> <u>44,000</u>	<u>340</u> <u>60,000</u>	15	"	"	<u>273</u> <u>46,200</u>	<u>357</u> <u>63,000</u>
16	"	"	<u>300</u> <u>52,000</u>	<u>380</u> <u>68,000</u>	16	"	"	<u>315</u> <u>54,600</u>	<u>399</u> <u>71,400</u>
21	"	"	<u>340</u> <u>60,000</u>	<u>420</u> <u>76,000</u>	21	"	"	<u>357</u> <u>63,000</u>	<u>441</u> <u>79,800</u>
22	"	"	<u>380</u> <u>68,000</u>	<u>480</u> <u>84,000</u>	22	"	"	<u>399</u> <u>71,400</u>	<u>504</u> <u>88,200</u>
23	"	"	<u>420</u> <u>76,000</u>	<u>520</u> <u>92,000</u>	23	"	"	<u>441</u> <u>79,800</u>	<u>546</u> <u>96,600</u>
ヨット・モーターボート の全長が20フィート 以下(海上)	1隻1日につき 1隻1年につき		<u>1,100</u> <u>200,000</u>	<u>1,320</u> <u>240,000</u>	ヨット・モーターボート の全長が20フィート 以下(海上)	1隻1日につき 1隻1年につき		<u>1,155</u> <u>210,000</u>	<u>1,386</u> <u>252,000</u>
21	"	"	<u>1,150</u> <u>210,000</u>	<u>1,380</u> <u>252,000</u>	21	"	"	<u>1,207</u> <u>220,500</u>	<u>1,449</u> <u>264,600</u>
22	"	"	<u>1,210</u> <u>220,000</u>	<u>1,450</u> <u>264,000</u>	22	"	"	<u>1,270</u> <u>231,000</u>	<u>1,522</u> <u>277,200</u>
23	"	"	<u>1,260</u> <u>230,000</u>	<u>1,510</u> <u>276,000</u>	23	"	"	<u>1,323</u> <u>241,500</u>	<u>1,585</u> <u>289,800</u>
24	"	"	<u>1,320</u> <u>240,000</u>	<u>1,580</u> <u>288,000</u>	24	"	"	<u>1,386</u> <u>252,000</u>	<u>1,659</u> <u>302,400</u>
25	"	"	<u>1,370</u> <u>250,000</u>	<u>1,650</u> <u>300,000</u>	25	"	"	<u>1,438</u> <u>262,500</u>	<u>1,732</u> <u>315,000</u>
26	"	"	<u>1,430</u> <u>260,000</u>	<u>1,710</u> <u>312,000</u>	26	"	"	<u>1,501</u> <u>273,000</u>	<u>1,795</u> <u>327,600</u>
27	"	"	<u>1,480</u> <u>270,000</u>	<u>1,730</u> <u>324,000</u>	27	"	"	<u>1,554</u> <u>283,500</u>	<u>1,809</u> <u>340,200</u>
28	"	"	<u>1,540</u> <u>280,000</u>	<u>1,840</u> <u>336,000</u>	28	"	"	<u>1,617</u> <u>294,000</u>	<u>1,932</u> <u>352,800</u>
29	"	"	<u>1,590</u> <u>290,000</u>	<u>1,910</u> <u>348,000</u>	29	"	"	<u>1,669</u> <u>304,500</u>	<u>2,005</u> <u>365,400</u>
30	"	"	<u>1,650</u>	<u>1,980</u>	30	"	"	<u>1,732</u>	<u>2,079</u>

		<u>300,000</u>	<u>360,000</u>			<u>315,000</u>	<u>378,000</u>
31	"	<u>1,720</u>	<u>2,060</u>	31	"	<u>1,806</u>	<u>2,163</u>
		<u>313,000</u>	<u>375,000</u>			<u>328,650</u>	<u>393,750</u>
32	"	<u>1,790</u>	<u>2,140</u>	32	"	<u>1,879</u>	<u>2,247</u>
		<u>326,000</u>	<u>390,000</u>			<u>342,300</u>	<u>409,500</u>
33	"	<u>1,860</u>	<u>2,220</u>	33	"	<u>1,953</u>	<u>2,331</u>
		<u>339,000</u>	<u>405,000</u>			<u>355,950</u>	<u>425,250</u>
34	"	<u>1,930</u>	<u>2,310</u>	34	"	<u>2,026</u>	<u>2,425</u>
		<u>352,000</u>	<u>420,000</u>			<u>369,600</u>	<u>441,000</u>
35	"	<u>1,990</u>	<u>2,390</u>	35	"	<u>2,089</u>	<u>2,509</u>
		<u>363,000</u>	<u>435,000</u>			<u>381,150</u>	<u>456,750</u>
36	"	<u>2,080</u>	<u>2,470</u>	36	"	<u>2,184</u>	<u>2,593</u>
		<u>378,000</u>	<u>450,000</u>			<u>396,900</u>	<u>472,500</u>
37	"	<u>2,150</u>	<u>2,550</u>	37	"	<u>2,257</u>	<u>2,677</u>
		<u>391,000</u>	<u>465,000</u>			<u>410,550</u>	<u>488,250</u>
38	"	<u>2,220</u>	<u>2,640</u>	38	"	<u>2,331</u>	<u>2,772</u>
		<u>404,000</u>	<u>480,000</u>			<u>424,200</u>	<u>504,000</u>
39	"	<u>2,290</u>	<u>2,720</u>	39	"	<u>2,404</u>	<u>2,856</u>
		<u>417,000</u>	<u>495,000</u>			<u>437,850</u>	<u>519,750</u>
40	"	<u>2,360</u>	<u>2,800</u>	40	"	<u>2,478</u>	<u>2,940</u>
		<u>430,000</u>	<u>510,000</u>			<u>451,500</u>	<u>535,500</u>
41	"	<u>2,480</u>	<u>2,960</u>	41	"	<u>2,594</u>	<u>3,108</u>
		<u>452,000</u>	<u>542,000</u>			<u>474,600</u>	<u>569,100</u>
42	"	<u>2,540</u>	<u>3,040</u>	42	"	<u>2,667</u>	<u>3,192</u>
		<u>465,000</u>	<u>558,000</u>			<u>488,250</u>	<u>585,900</u>
43	"	<u>2,620</u>	<u>3,140</u>	43	"	<u>2,751</u>	<u>3,297</u>
		<u>479,000</u>	<u>575,000</u>			<u>502,950</u>	<u>603,750</u>
44	"	<u>2,700</u>	<u>3,240</u>	44	"	<u>2,835</u>	<u>3,392</u>
		<u>493,000</u>	<u>592,000</u>			<u>517,650</u>	<u>621,600</u>
45	"	<u>2,840</u>	<u>3,400</u>	45	"	<u>2,972</u>	<u>3,560</u>
		<u>518,000</u>	<u>622,000</u>			<u>543,900</u>	<u>653,100</u>
46	"	<u>2,920</u>	<u>3,500</u>	46	"	<u>3,066</u>	<u>3,675</u>
		<u>534,000</u>	<u>641,000</u>			<u>560,700</u>	<u>673,050</u>
47	"	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	47	"	<u>3,150</u>	<u>3,780</u>
		<u>550,000</u>	<u>660,000</u>			<u>577,500</u>	<u>693,000</u>
48	"	<u>3,100</u>	<u>3,720</u>	48	"	<u>3,245</u>	<u>3,896</u>
		<u>566,000</u>	<u>679,000</u>			<u>594,300</u>	<u>712,950</u>
49	"	<u>3,200</u>	<u>3,820</u>	49	"	<u>3,350</u>	<u>4,011</u>
		<u>583,000</u>	<u>700,000</u>			<u>612,150</u>	<u>735,000</u>
50	"	<u>3,360</u>	<u>4,020</u>	50	"	<u>3,518</u>	<u>4,211</u>
		<u>612,000</u>	<u>734,000</u>			<u>642,600</u>	<u>770,700</u>
51	"	<u>3,460</u>	<u>4,140</u>	51	"	<u>3,623</u>	<u>4,337</u>
		<u>631,000</u>	<u>757,000</u>			<u>662,550</u>	<u>794,850</u>
52	"	<u>3,560</u>	<u>4,260</u>	52	"	<u>3,728</u>	<u>4,463</u>
		<u>649,000</u>	<u>779,000</u>			<u>681,450</u>	<u>817,950</u>
53	"	<u>3,660</u>	<u>4,380</u>	53	"	<u>3,843</u>	<u>4,599</u>
		<u>669,000</u>	<u>803,000</u>			<u>702,450</u>	<u>843,150</u>
54	"	<u>3,780</u>	<u>4,520</u>	54	"	<u>3,959</u>	<u>4,736</u>
		<u>689,000</u>	<u>827,000</u>			<u>723,450</u>	<u>868,350</u>
55	"	<u>3,960</u>	<u>4,740</u>	55	"	<u>4,148</u>	<u>4,977</u>
		<u>723,000</u>	<u>868,000</u>			<u>759,150</u>	<u>911,400</u>
56	"	<u>4,080</u>	<u>4,880</u>	56	"	<u>4,274</u>	<u>5,124</u>
		<u>745,000</u>	<u>894,000</u>			<u>782,250</u>	<u>938,700</u>
57	"	<u>4,200</u>	<u>5,040</u>	57	"	<u>4,400</u>	<u>5,282</u>
		<u>768,000</u>	<u>922,000</u>			<u>806,400</u>	<u>968,100</u>

58	〃	〃	4,320	5,180	58	〃	〃	4,536	5,439
			791,000	949,000				830,550	996,450
59	〃	〃	4,460	5,340	59	〃	〃	4,673	5,597
			814,000	977,000				854,700	1,025,850
60	〃	〃	4,760	5,600	60	〃	〃	4,998	5,880
			871,000	1,045,000				914,550	1,097,250
61フィート以上 別途					61フィート以上 別途				
上 下 架 料	契約艇・往復	フィート	モーター ボート	ヨット	上 下 架 料	契約艇・往復	フィート	モーター ボート	ヨット
		23フィート以下	3,000	3,300			23フィート以下	3,150	3,465
		26フィート以下	3,500	3,850			26フィート以下	3,675	4,042
		30フィート以下	4,000	4,400			30フィート以下	4,200	4,620
		34フィート以下	5,500	6,050			34フィート以下	5,775	6,352
		39フィート以下	9,000	9,900			39フィート以下	9,450	10,395
		49フィート以下	15,000	16,500			49フィート以下	15,750	17,325
		60フィート以下	25,000	27,500			60フィート以下	26,250	28,875
		61フィート以上	別途	別途			61フィート以上	別途	別途
		61フィート以上	別途	別途			61フィート以上	別途	別途
研 修 施 設	ビジター艇・往復	23フィート以下	6,000	7,200	研 修 施 設	ビジター艇・往復	23フィート以下	6,300	7,560
		26フィート以下	7,000	8,400			26フィート以下	7,350	8,820
		30フィート以下	8,000	9,600			30フィート以下	8,400	10,080
		34フィート以下	11,000	13,200			34フィート以下	11,550	13,860
		39フィート以下	18,000	21,600			39フィート以下	18,900	22,680
		49フィート以下	30,000	36,000			49フィート以下	31,500	37,800
		60フィート以下	50,000	60,000			60フィート以下	52,500	63,000
		61フィート以上	別途	別途			61フィート以上	別途	別途
		61フィート以上	別途	別途			61フィート以上	別途	別途
		61フィート以上	別途	別途			61フィート以上	別途	別途
研 修 施 設	会議室	半日	1室につき	1,000	研 修 施 設	会議室	半日	1室につき	1,050
		1日	〃	2,000			1日	〃	2,100
	大研修室	半日	〃	2,000		大研修室	半日	〃	2,100
		1日	〃	4,000			1日	〃	4,200
	小研修室	半日	〃	1,000		小研修室	半日	〃	1,050
		1日	〃	2,000			1日	〃	2,100
		宿泊	1人1泊につき	2,000			宿泊	1人1泊につき	2,100
	シャワー	1人1回につき	200			シャワー	1人1回につき	210	
	更衣室ロッカー	1日につき	100			更衣室ロッカー	1日につき	105	
	更衣室ロッカー	1日につき	100			更衣室ロッカー	1日につき	105	
バーベキューハウス 1炉1回につき 2,000					バーベキューハウス 1炉1回につき 2,100				
緑地テント1張5人用 1張1日につき 1,000					緑地テント1張5人用 1張1日につき 1,050				
〃 10人 〃 1,500					〃 10人 〃 1,575				
用まで					用まで				
ボートヤード 散水 1時間当たり 200					ボートヤード 散水 1時間当たり 210				
〃 電気 〃 100					〃 電気 〃 105				
使用料					使用料				
浮桟橋 散水栓 〃 200					浮桟橋 散水栓 〃 210				
〃 電気使用料 〃 200					〃 電気使用料 〃 210				
船具庫 1個1年につき 20,000					船具庫 1個1年につき 21,000				
クラブハウス 1m ² 1日につき 20					クラブハウス 1m ² 1日につき 20				
屋外 1m ² 1日につき 10					屋外 1m ² 1日につき 10				

【第16条関係】 三豊市水道事業給水条例(平成18年三豊市条例第244号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(料金) 第33条 料金は、1月につき、別表の区分によるそれぞれの基本料金及び従量(超過)料金の合計額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課され	(料金) 第33条 料金は、1月につき、別表の区分によるそれぞれの基本料金及び従量(超過)料金に100分の105を乗じて得た合計金額とする。この場合において、基本料金及び従量

<u>る金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)</u>を加えた額とする。この場合において、<u>料金</u>に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、管理者は、特別な理由により必要と認めたときには、あらかじめ契約することにより料金の額を決定することができる。 (加入分担金) 第39条 管理者は、給水装置の新設及び増径工事の申込者から、次の表に掲げる額に<u>消費税等相当額を加えた額</u>の加入分担金を徴収する。ただし、増径工事の申込者から徴収する加入分担金は、新口径に係る加入分担金と旧口径に係る加入分担金との差額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th><th>加入分担金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>13ミリメートル</td><td>60,000円</td></tr> <tr><td>20ミリメートル</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>25ミリメートル</td><td>180,000円</td></tr> <tr><td>30ミリメートル</td><td>240,000円</td></tr> <tr><td>40ミリメートル</td><td>480,000円</td></tr> <tr><td>50ミリメートル</td><td>700,000円</td></tr> <tr><td>75ミリメートル</td><td>1,500,000円</td></tr> <tr><td>100ミリメートル</td><td>3,000,000円</td></tr> </tbody> </table> 100ミリメートルを超える場合は、メーター口径の断面積及び通水量に応じて管理者が別に定める。 2 略	メーターの口径	加入分担金額	13ミリメートル	60,000円	20ミリメートル	120,000円	25ミリメートル	180,000円	30ミリメートル	240,000円	40ミリメートル	480,000円	50ミリメートル	700,000円	75ミリメートル	1,500,000円	100ミリメートル	3,000,000円	<u>(超過)料金</u>に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、管理者は、特別な理由により必要と認めたときには、あらかじめ契約することにより料金の額を決定することができる。 (加入分担金) 第39条 管理者は、給水装置の新設及び増径工事の申込者から、次の表に掲げる額に<u>100分の105を乗じて得た額</u>の加入分担金を徴収する。ただし、増径工事の申込者から徴収する加入分担金は、新口径に係る加入分担金と旧口径に係る加入分担金との差額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th><th>加入分担金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>13ミリメートル</td><td>60,000円</td></tr> <tr><td>20ミリメートル</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>25ミリメートル</td><td>180,000円</td></tr> <tr><td>30ミリメートル</td><td>240,000円</td></tr> <tr><td>40ミリメートル</td><td>480,000円</td></tr> <tr><td>50ミリメートル</td><td>700,000円</td></tr> <tr><td>75ミリメートル</td><td>1,500,000円</td></tr> <tr><td>100ミリメートル</td><td>3,000,000円</td></tr> </tbody> </table> 100ミリメートルを超える場合は、メーター口径の断面積及び通水量に応じて管理者が別に定める。 2 略	メーターの口径	加入分担金額	13ミリメートル	60,000円	20ミリメートル	120,000円	25ミリメートル	180,000円	30ミリメートル	240,000円	40ミリメートル	480,000円	50ミリメートル	700,000円	75ミリメートル	1,500,000円	100ミリメートル	3,000,000円
メーターの口径	加入分担金額																																				
13ミリメートル	60,000円																																				
20ミリメートル	120,000円																																				
25ミリメートル	180,000円																																				
30ミリメートル	240,000円																																				
40ミリメートル	480,000円																																				
50ミリメートル	700,000円																																				
75ミリメートル	1,500,000円																																				
100ミリメートル	3,000,000円																																				
メーターの口径	加入分担金額																																				
13ミリメートル	60,000円																																				
20ミリメートル	120,000円																																				
25ミリメートル	180,000円																																				
30ミリメートル	240,000円																																				
40ミリメートル	480,000円																																				
50ミリメートル	700,000円																																				
75ミリメートル	1,500,000円																																				
100ミリメートル	3,000,000円																																				

【第17条関係】 三豊市病院事業の設置等に関する条例(平成18年三豊市条例第245号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(使用料等) 第9条 略 2 略 3 使用料等の額は、別表第2及び別表第3の規定により算出した額に<u>それぞれ消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)</u>を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。 4 略 (指定管理者の利用料金及び手数料) 第14条 略 2 略 3 利用料金及び手数料の額は、別表第2及び別表第3の規定により算出した額に<u>それぞれ消費税等相当額を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)</u>とする。	(使用料等) 第9条 略 2 略 3 使用料等の額は、別表第2及び別表第3の規定により算出した額に<u>100分の105を乗じて得た額</u>とする。<u>ただし、10円未満の金額については、これを四捨五入するものとする。</u> 4 略 (指定管理者の利用料金及び手数料) 第14条 略 2 略 3 利用料金及び手数料の額は、別表第2及び別表第3の規定により算出した額に<u>100分の105を乗じて得た額</u>とする。<u>ただし、10円未満の金額については、これを四捨五入するものとする。</u>

【第18条関係】 三豊市公営設置浄化槽管理条例(平成20年三豊市条例第7号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(使用料)	(使用料)

第5条 市長は、浄化槽の使用について、使用者から別表第1に定める処理区域ごとに別表第2に定める額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課された金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の使用料を徴収するものとする。

2～4 略

別表第2(第5条関係)

使用料

1 高瀬処理区域

(単位：円)

人槽	使用料の月額
5	<u>3,000</u>
6	<u>3,300</u>
7	<u>3,600</u>
8	<u>3,900</u>
10	<u>4,400</u>
11～15	<u>5,350</u>
16～20	<u>6,300</u>
21～25	<u>7,250</u>
26～30	<u>8,500</u>
31～40	<u>11,100</u>
41～50	<u>13,750</u>
51～60	<u>31,000</u>
61～70	<u>34,000</u>
71～80	<u>37,000</u>
81～90	<u>40,000</u>
91～100	<u>43,000</u>

2 三野処理区域

(単位：円)

人槽	使用料の月額
5	<u>3,300</u>
6	<u>3,600</u>
7	<u>3,900</u>
8	<u>4,200</u>
10	<u>4,800</u>
11～15	<u>5,800</u>
16～20	<u>6,900</u>
21～25	<u>7,900</u>
26～30	<u>9,300</u>
31～40	<u>12,200</u>
41～50	<u>15,100</u>
51～60	<u>31,000</u>
61～70	<u>34,000</u>
71～80	<u>37,000</u>
81～90	<u>40,000</u>
91～100	<u>43,000</u>

第5条 市長は、浄化槽の使用について、使用者から別表第1に定める処理区域ごとに別表第2に定める使用料を徴収するものとする。

2～4 略

別表第2(第5条関係)

使用料の額(税込)

1 高瀬処理区域

(単位：円)

人槽	使用料の月額
5	<u>3,150</u>
6	<u>3,465</u>
7	<u>3,780</u>
8	<u>4,095</u>
10	<u>4,620</u>
11～15	<u>5,617</u>
16～20	<u>6,615</u>
21～25	<u>7,612</u>
26～30	<u>8,925</u>
31～40	<u>11,655</u>
41～50	<u>14,437</u>
51～60	<u>32,550</u>
61～70	<u>35,700</u>
71～80	<u>38,850</u>
81～90	<u>42,000</u>
91～100	<u>45,150</u>

2 三野処理区域

(単位：円)

人槽	使用料の月額
5	<u>3,460</u>
6	<u>3,780</u>
7	<u>4,090</u>
8	<u>4,410</u>
10	<u>5,040</u>
11～15	<u>6,090</u>
16～20	<u>7,240</u>
21～25	<u>8,290</u>
26～30	<u>9,760</u>
31～40	<u>12,810</u>
41～50	<u>15,850</u>
51～60	<u>32,550</u>
61～70	<u>35,700</u>
71～80	<u>38,850</u>
81～90	<u>42,000</u>
91～100	<u>45,150</u>

【第19条関係】 三豊市文化会館条例(平成22年三豊市条例第3号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(使用料の納付等)	(使用料の納付等)

第4条 第2条第1項に規定する使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けた者(以下「使用者」という。)は、市長の指定する日までに別表に定める額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の使用料を納付しなければならない。

2 略

(利用料金)

第14条 略

2 前項の場合において、利用料金は、第4条の規定にかかわらず、別表及び附属設備、器具等について規則で定める額にそれぞれ消費税等相当額を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

別表(第4条関係)

1 マーガレットホールの使用料

(単位：円)

区分			午前	午後	夜間	全日
			1時間当たり	1時間当たり	1時間当たり	
営利を目的としない場合	平日	使用料	3,810	4,770	5,720	55,240
		冷暖房使用料	1,530	1,910	2,290	22,100
	休日等	使用料	4,580	5,720	6,860	66,290
		冷暖房使用料	1,830	2,290	2,750	26,520
営利を目的とする場合	平日	使用料	5,720	7,150	8,580	82,860
		冷暖房使用料	1,530	1,910	2,290	22,100
	休日等	使用料	6,860	8,580	10,290	99,430
		冷暖房使用料	1,830	2,290	2,750	26,520

備考 略

2 その他会議室等の使用料

(単位：円)

区分	使用料		冷暖房使用料	備考
	営利を目的としない場合	営利を目的とする場合		
個室楽屋1	100	100	40	1時間当たり
個室楽屋2	100	100	40	
楽屋3	200	200	80	
楽屋4	390	390	160	
イベントホール	1,150	1,720	460	
マルチメディア研修室1	580	860	230	
マルチメディア研修室2	580	860	230	
クラフト工房	670	1,000	270	

第4条 第2条第1項に規定する使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けた者(以下「使用者」という。)は、市長の指定する日までに別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 略

(利用料金)

第14条 略

2 前項の場合において、利用料金は、第4条の規定にかかわらず、別表及び附属設備、器具等について規則で定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

別表(第4条関係)

1 マーガレットホールの使用料

(単位：円)

区分			午前	午後	夜間	全日
			1時間当たり	1時間当たり	1時間当たり	
営利を目的としない場合	平日	使用料	4,000	5,000	6,000	58,000
		冷暖房使用料	1,600	2,000	2,400	23,200
	休日等	使用料	4,800	6,000	7,200	69,600
		冷暖房使用料	1,920	2,400	2,880	27,840
営利を目的とする場合	平日	使用料	6,000	7,500	9,000	87,000
		冷暖房使用料	1,600	2,000	2,400	23,200
	休日等	使用料	7,200	9,000	10,800	104,400
		冷暖房使用料	1,920	2,400	2,880	27,840

備考 略

2 その他会議室等の使用料

(単位：円)

区分	使用料		冷暖房使用料	備考
	営利を目的としない場合	営利を目的とする場合		
個室楽屋1	100	100	40	1時間当たり
個室楽屋2	100	100	40	
楽屋3	200	200	80	
楽屋4	400	400	160	
イベントホール	1,200	1,800	480	
マルチメディア研修室1	600	900	240	
マルチメディア研修室2	600	900	240	
クラフト工房	700	1,050	280	

調理室	960	1,430	390	調理室	1,000	1,500	400
会議室1	580	860	230	会議室1	600	900	240
会議室2	580	860	230	会議室2	600	900	240
会議室3	480	720	200	会議室3	500	750	200
和室1	580	860	230	和室1	600	900	240
和室2	580	860	230	和室2	600	900	240
備考 略				備考 略			
3 附属設備、器具等の使用料 規則で定める額				3 附属設備、器具等の使用料 規則で定める額			

【第20条関係】 三豊市準用河川土地占用料徴収条例(平成24年三豊市条例第37号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
別表(第2条関係) 略 備考 1～4 略 5 占用のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての占用料の額は、この表の備考以外の部分並びに3及び4により計算して得られた額に消費税等相当額(消費税法に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。	別表(第2条関係) 略 備考 1～4 略